

個人情報等の安全確保等に関する特約条項

甲及び乙は、個人情報等の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託（役務提供）業務を行うものとする。

(漏えい等の防止)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密の保全)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託（役務提供）業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の目的外利用等の禁止)

第5条 乙は、委託（役務提供）業務に係る個人情報等を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。

(個人情報等の持ち出し)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所等から個人情報等を持ち出してはならない。

(委託（役務提供）業務終了時の個人情報等の返却、廃棄)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、個人情報等を返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の通知)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にし、甲に通知するものとする。

(個人情報等の複製)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理)

第10条 乙は、従業員に対する監督、教育、契約内容の遵守状況等、個人情報等の管理について、定期的に検査を行うものとする。また、甲が特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさ

せることができる。

(事故等の発生時に係る報告)

第11条 乙は、委託(役務提供)業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

(違反した場合等の損害賠償)

第12条 乙は、法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(違反した場合等の契約解除等)

第13条 甲は、乙が本条項に違反した場合又は正当な事由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。